

沖縄県立芸術大学科目等履修生規程

令和4年3月4日
沖芸大規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則（令和3年沖芸大規則第1号）第62条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 科目等履修生の履修期間は、1学年又は1学期（前学期又は後学期）とする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において科目等履修生として適当と認められた者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身高等学校又は最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

(入学の時期)

第5条 科目等履修生の入学は、学年又は学期の始めとする。

(履修期間の更新)

第6条 科目等履修生に対する入学の許可は、当該学期限りとし、引き続き聴講しようとする者は、改めて願い出なければならない。

2 前項の更新手続きは、第4条の規定を準用する。この場合において、入学考査料及び入学料は納付を要しない。

(選考)

第7条 科目等履修生の選考は、教授会が行う。

(入学料及び入学の許可)

第8条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続を完了した者に、科目等履修生として入学を許可する。

(科目等履修生証の交付)

第9条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに写真2葉を提出し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

(履修手続)

第10条 科目等履修生は、所定の期日までに聴講する授業科目を登録し、登録カードを提出しなければならない。

(授業料等)

第11条 科目等履修生の聴講料は、公立大学法人沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する規程（沖芸大規程第36号）第9項第2項の規定に基づき徴収する。

2 科目等履修生の実技、実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

第12条 既に徴収した入学考査料、入学料及び聴講料は、還付しない。

(単位の認定)

第13条 科目等履修生で、登録した授業科目を履修し、試験その他の成績により合格した者には、当該科目の単位を与える。

2 前項の単位は、大学の卒業要件としての単位には加算しない。

(証明書)

第14条 前条に規定する単位を認定したときは、単位取得証明書を交付する。

(準用)

第15条 科目等履修生の取扱いについては、この規定に定めるもののほか、学内諸規則を準用する。

附 則（令和4年3月4日学長決裁）

この規程は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。